明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方揮発油譲与税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（総務七七）　一
〔告　示〕
○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（環境九九）　五
○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（同一〇〇）　六
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇一七（平成二十九）年七～九月期）（内閣府）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、漁船及びその所有者の所在を尋ねる公告関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○総務省令第七十七号

地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）第二条第六項ただし書及び自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第二条第三項ただし書の規定に基づき、地方揮発油譲与税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月二十九日

総務大臣　野田　聖子

地方揮発油譲与税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令

（地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正）

第一条　地方揮発油譲与税法施行規則（昭和三十一年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。